

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	小児慢性特定疾病医療費負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課		一瀬 篤		
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	児童福祉法第19条の2			関係する計画、通知等	・平成27年度小児慢性特定疾病医療費の国庫負担について(平成27年5月19日厚生労働省発雇児0519第4号)				
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険がおよぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を負担するための経費である。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	○対象者:18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)で厚生労働大臣が定める疾病に罹患した児童等 ○給付内容:小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費の自己負担の一部を負担する ○実施主体:都道府県、政令指定都市、中核市 ○補助率:1/2								
実施方法	負担								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	2,671	16,241	0		
	執行額	-	-	2,522	-	-			
	執行率(%)	-	-	94%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	小児慢性特定疾病児童等の医療費の自己負担分の一部を負担する法定事業であり、一定の件数、人数等の定量的な目標値を示すことはできない。			小児慢性特定疾患にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。達成状況としては、その医療費の自己負担分の一部の助成のため、必要な医療費を確実に支給することができている。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、必要な医療を確実に給付すること。	小児慢性特定疾病医療受給者数	実績	人	-	-	精査中		
			目標値	-	-	-	146,286	147,749	
			達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	実施件数 ※平成26年12月までは小児慢性特定疾患治療研究事業(当初見込み863,833件)において実施。		活動実績	件	-	-	精査中		
			当初見込み	件	-	-	172,767	1,036,599	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	負担金交付確定額 / 小児慢性特定疾病医療受給者数			単位当たりコスト	千円	-	-	精査中	109.9
				計算式	X/Y	-	-	精査中	16,241,220(千円)/147,749(人)
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	小児慢性特定疾病医療費負担金	16,241							
	計	16,241	0						

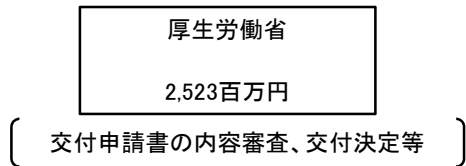
事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	小児慢性特定疾病児童等に対する法定の支援であり、社会的ニーズがある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	小児慢性特定疾病児童等に対する法定の支援であり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	小児慢性特定疾病児童等に対する法定の支援であり、児童の育成という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療の給付を受ける小児慢性特定疾病児童等の保護者は世帯の所得等に応じた自己負担を行うこととなっており、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	医療費等に関するコストについては疾患やその他病状等により費用が異なるため、正確なコストの妥当性についての判断は困難であるが、実施主体や関係する医療機関において、適切な医療の実施の提供が行われていることから、算出した単位当たりコストの水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は小児慢性特定疾病児童等に対する支援に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	小児慢性特定疾病児童等に対し、必要な医療を確実に給付することができた。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	小児慢性特定疾病児童等への医療費は小児慢性特定疾患治療研究事業により平成23年度1,018,846件、平成24年度1,040,484件、平成25年度1,061,190件の活動実績があり、平成26年度においても助成を必要とする者に対して当該研究事業と併せて確実に事業を実施しており、見込みどおり活動を行っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	小児慢性特定疾病児童等に対し、必要な医療費を確実に支給することで、対象児童等の健全な育成、患児家庭の医療費の負担軽減に十分に寄与している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	【小児慢性特定疾患治療研究事業】平成26年12月まで実施していた小児慢性特定疾患児童への医療費助成制度。平成27年1月以降は本負担金として実施している。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	694	小児慢性特定疾患治療研究事業
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	698	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業負担金	
点検・改善結果	点検結果	小児慢性特定疾患児童等への医療費の活動実績は平成24年度1,040,484件、平成25年度1,061,190件であり、一定のニーズがある。	
	改善の方向性	執行率と件数から見て、小児慢性特定疾患児童の医療費の補助は非常に高いニーズがあるため、平成26年度に児童福祉法を改正し、平成27年1月1日から安定的で持続可能な制度として、当該事業を実施。従来から引き続き、適切に医療費の助成を行う。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号

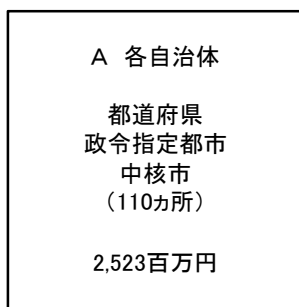
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	新26-056			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(小児慢性特定疾病医療費負担金)



【負担】



〔 小児慢性疾病児童等に対する医療費負担の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.埼玉県					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	扶助費	児童福祉法第19条の2に基づく小児慢性特定 疾病医療費	234.4			
	計		234.4	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、 患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一 部を助成する	234.4	-	-
2	大阪府	同上	135.5	-	-
3	東京都	同上	93.2	-	-
4	愛知県	同上	77	-	-
5	三重県	同上	53	-	-
6	茨城県	同上	51.8	-	-
7	静岡県	同上	51	-	-
8	北海道	同上	50.7	-	-
9	横浜市	同上	50.5	-	-
10	兵庫県	同上	49.4	-	-